

今治明德短期大学における研究費等の不正使用防止規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「今治明德短期大学の研究費等の運営及び管理に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、今治明德短期大学(以下「本学」という。)における研究費等の不正使用(以下「不正使用」という。)を防止するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、研究費等とは、補助金、科学研究費補助金及び寄附金その他本学の責任において管理すべき、全ての事業経費とする。

2 この規程において、不正使用とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 不正受給 不正受給とは、本学の内外を問わず、偽りその他不正な手段により研究費等を受入れることをいう。
- (2) 不正経理 不正経理とは、法令その他本学の定める規則等に従わず、研究費等を不正に使用(不適切な使用を含む。)することをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学の研究費等の運営及び管理に関わる全ての教職員に適用するものとする。

(責任者の設置)

第4条 本学は、研究費等を適切に運営及び管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、学長をもって充て、本学全体を統括し、研究費等の運営及び管理について最終責任を負う。

- 2 最高管理責任者は、基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、事務部長をもって充て、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営及び管理について、本学全体を統括する実質的な責任を有する。

- 2 統括管理責任者は、研究費等の運営及び管理に関する組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、経理課長をもって充て、研究費等の運営及び管理について、実質的な責任を有する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 教職員における対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため教職員に対し、第10条に規定するコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 教職員が適切に研究費等の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(管理監督責任)

第8条 本学は、第7条に規定するコンプライアンス推進責任者が、その管理監督の責任を十分に果たさず、結果的に不正を招いた場合には、教授会の議を経て、懲戒等の処分を行うものとする。

(不正防止体制)

第9条 不正使用を防止し、適正使用を推進するため、統括管理責任者の下に「不正防止室」を置き、次の各号に掲げる任務を所掌する。

- (1) 不正防止計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 関係ルールの明確化及びその運用の統一化に関すること。
- (3) 第15条に規定する調査委員会に関すること。
- (4) その他不正使用を防止し、不正防止を推進するために必要な事項に関すること。

2 不正防止室の構成員は、学長が指名するものとする。

(コンプライアンス教育)

第10条 コンプライアンス教育は、研究者等に、自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解させ、本学の規程・会計ルール等を遵守する義務があることを周知することを目的に実施する。

2 コンプライアンス教育は、原則として研究者等の全てが受講しなければならない。

3 コンプライアンス教育は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 不正が発覚した場合の本学への影響
- (2) 運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項
- (3) 不正が発覚した場合の懲戒等の処分・自らの弁償責任、研究費等の配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置
- (4) 本学における不正対策

4 本学は、コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るため、研究者等から研究費の不正防止に関する確認書を提出させるものとする。

5 前項に規定する確認書の提出がない場合には、競争的資金等への申請及び研究費の運営及び管理に関わることができないものとする。

(相談体制)

第11条 研究費等の執行及び事務処理手続き（以下「関係ルール」という。）について、本学内外からの相談を受け付けるため、「相談窓口」を事務部に置き、次の各号に掲げる事項に関し、協力して対応するものとする。

- (1) 所掌する事業経費の受入、執行及び報告等に関すること。
- (2) 研究費等の執行全般に関すること。

(通報窓口等)

第12条 不正使用に関する本学内外からの通報（告発）（以下「通報」という。）を受け付けるため、事務部に「通報窓口」及び通報窓口担当者を置く。

2 通報に関する業務を総括するため、通報処理責任者を置き、事務部長をもって充てる。
（通報の受付等）

第13条 通報は、電話、書面（電子メール及びFAXを含む。以下同じ。）又は面談の方法により受け付けるものとする。

2 通報は、原則として顕名によるものとする。ただし、匿名による通報であっても、不正使用を行ったとする個人、グループ及び事案の概要等が明示されている等その内容によっては、顕名による通報に準じて取り扱うものとする。

3 通報窓口担当者は、通報を受け付けたときは、直ちに学長及び通報処理責任者に報告しなければならない。

4 学長は、通報等を受け付けた日から30日以内に内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、必要に応じて当該調査の要否について研究費等の配分機関に報告するものとする。

5 通報処理責任者は、通報された内容に関する事実関係の予備調査を、必要に応じ関係責任者又は通報窓口担当者等に指示し、調査結果を学長に報告しなければならない。

6 通報処理責任者は、通報内容に本学以外の者を対象とするものが含まれるときは、必要に応じ被通報者の所属機関又はその他関係機関等に通知するものとする。

7 通報処理責任者は、不正使用のおそれがある、又は不正使用を求められているという通報の場合において、相当の理由があると認めたときは、被通報者及び当該不正使用に関与する者（以下「調査対象者」という。）に警告を行うものとする。

8 通報処理責任者は、通報を受け付けたときは、匿名の場合を除き、当該通報者に対し、受け付けた通報に基づき実施する措置の内容を遅滞なく通知するものとする。

（不誠実な通報）

第14条 本学は、不誠実（虚偽又は誹謗中傷その他の不正を目的とする。）な通報があったときは、不誠実な通報を行った者に対し、氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発等の相応の措置を執ることができる。

（調査委員会）

第15条 学長は、通報、報道、監査及びその他外部機関からの依頼等から得た相当の信頼性のある情報に基づき不正使用にかかる調査を行う必要があると認めるときは、教職員又はその他の関係者で構成する調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。ただし、委員には、通報者及び調査対象者と利害関係のない者を指名するものとする。

2 前項で指名する委員のうち若干名は学外者としなければならない。

3 委員会に委員長を置き、学長の指名する者をもって充てる。

4 委員長が必要と認めるときは、調査事案について専門的知識を有する者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

（調査）

第16条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

(1) 不正使用の有無

(2) 不正使用の内容

- (3) 不正使用に関与した者及びその関与の程度
 - (4) 不正使用の相当額
 - (5) その他調査に必要な事項
- 2 委員会は、前項の調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 通報者、調査対象者及びその他関係者（以下「関係者」という。）からの聴取
 - (2) 通報内容の精査
 - (3) 関係資料等の調査
 - (4) その他調査に必要な事項
 - 3 関係者は、委員会の調査にあたっては、誠実に協力しなければならない。
 - 4 関係者は、委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - 5 本学は、調査が完了するまでの間、必要に応じて、調査対象者に対し、研究費等を使用することを禁止することができる。
 - 6 本学は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について、必要に応じて、研究費等の配分機関に報告及び協議するものとする。
 - 7 本学は、研究費等の配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該研究費等の配分機関に提出するものとする。
 - 8 本学は、調査に支障のある場合等、正当な事由がある場合を除き、研究費等の配分機関から調査資料の提出又は閲覧、現地調査を求められた場合は、これに応じるものとする。

(認定)

第17条 委員会は、前条第1項で調査した事項について認定を行う。

- 2 委員会は、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 委員長は、通報、報道、監査及びその他外部機関からの依頼等を受けた日から原則210日以内に調査結果、不正発生要因、不正使用を行った者及び不正使用に関与した者（以下「不正使用者」という。）が関わる研究費等の管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を学長に提出しなければならない。ただし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、必要に応じて、研究費等の配分機関に前項の報告書を提出するものとする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、学長に報告しなければならない。
- 6 学長は、前項の報告を受けた場合には、必要に応じて、研究費等の配分機関に不正使用の事実について報告するものとする。

(調査結果に対する対応)

第18条 本学は、不正使用の事実が明らかになったとき又はその他必要と認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

- 2 本学は、不正使用者に対し、本学の規則に基づき、不正使用の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて、懲戒等の処分及び取引停止等の必要な措置を行うことができる。
- 3 本学は、私的流用を行うなどの悪質性の高い不正使用者に対して、刑事告発や民事訴

訟など、法的な措置をとることができる。

- 4 本学は、第2項に規定する処分が確定するまでの間、不正使用者が研究費等を使用することを禁止することができる。
- 5 本学は、法令等に定めのある場合のほか、不正使用者には、既に使用した研究費等の全部又は一部を返還させることができる。
- 6 本学は、不正使用が存在しなかったことが確認された場合は、調査対象者にかかる業務活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置を講じなければならない。

(公表及び報告等)

第19条 本学は、不正使用の疑いが生じたとき又は事実が明らかになったときは、必要に応じて、当該不正使用に係る行政機関等に対し報告するものとする。

- 2 本学は、不正使用の事実が明らかになったときは、速やかに調査結果を公表するものとする。
- 3 公表する内容については、不正使用者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等とする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正使用者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 本学は、不正使用が存在しなかったことが確認された場合は、調査結果を公表しないことができる。
- 5 本学は、調査結果及び是正措置について、調査対象者のプライバシーに配慮の上、遅滞なく通報者に対し通知するものとする。

(通報者及び調査協力者の保護)

第20条 通報及び調査に関する業務に携わる者(以下「担当職員」という。)は、通報者及び調査協力者(以下「協力者」という。)が特定されないよう秘密を守るため、個室での面談の実施及び担当職員以外の者が電話又は電子メールなどを見聞きできない方策等、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学は、協力者が通報や情報提供を行ったことを理由として、当該協力者に対して、不利益な取扱い及び嫌がらせ等(以下「不利益な取扱い等」という。)を行ってはならない。
- 3 本学は、前項に規定する不利益な取扱い等を行った者に対し、本学の規則により、懲戒等の処分を行うことができる。
- 4 協力者は、通報や情報提供を行ったことにより不利益な取扱い等を受けた場合は、通報窓口へ不服の申立てをすることができる。

(秘密の保持)

第21条 本学及び担当職員は、協力者、調査対象者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、協力者及び調査対象者の意に反して漏洩することがないように、秘密の保持を徹底しなければならない。

- 2 本学及び担当職員は、協力者が匿名を希望する場合、公表時及び公表後においても協力者が特定できない方策を講じなければならない。ただし、不誠実な通報又は情報提供を行った者については、この限りでない。
- 3 本学は、調査事案が漏洩した場合、協力者及び調査対象者の了解を得て、公に説明することができる。ただし、協力者又は調査対象者の責により漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。

4 本学は、正当な理由なく秘密を漏洩した者に対し、本学の規則により、懲戒等の処分を行うことができる。

(監査体制)

第22条 研究費等の使用にかかる内部監査は、学校法人今治明德学園内部監査規程の定めるところにより行うものとする。

2 内部監査にあたっては、監事及び不正防止室等と連携し、効率的、効果的かつ多角的な監査を実施するものとする。

3 内部監査にあたっては、把握された不正使用の発生要因に応じて監査計画を随時見直し、効率化、適正化を図るものとする。

4 内部監査にあたっては、特に次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。

(1) 研究費等の使用にかかるモニタリング体制の状況

(2) 関係ルールの実運用状況及び有効性

(3) 不正防止計画の策定状況及び有効性

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、不正使用の防止に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成31年2月20日から施行する。